

「外国人建設就労者受入事業に関する告示」の一部を改正する告示 について（概要）

令和元年5月
国土交通省
土地・建設産業局

1. 改正の経緯

建設分野においては、復興事業の一層の加速化を図りつつ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設需要に適確に対応するため、国内人材の確保を基本としつつ、平成27年度より、緊急かつ時限的な措置として、即戦力となる外国人建設就労者を受け入れる「外国人建設就労者受入事業」を行っている。本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成26年国土交通省告示第822号）を定めているところ。

今般、外国人技能実習制度において、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号）第10条第2項第3号トの規定に基づき、技能実習3号へ移行する際に、母国・家族との関係維持のため、技能実習2号修了後、技能実習3号開始前に「1月以上の帰国期間」が必要とされているが、一時帰国の時期について、技能実習生の便宜を考慮し、従前の技能実習3号開始前に加えて、技能実習3号開始後1年以内も認められることとなる予定である（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則を改正予定）。

外国人建設就労者受入事業においても、技能実習3号が創設された平成29年11月より、技能実習3号と同様に技能実習2号修了後、建設特定活動開始前に「1月以上の帰国期間」を新たに設けたところ、今般の外国人技能実習制度の改正に伴い、建設特定活動に移行を希望する者の便宜を考慮し、同様の措置を講ずる必要が生じた。

2. 改正の概要

技能実習から建設特定活動に移行する際の一時帰国要件の柔軟化

技能実習から建設特定活動に移行する際の一時帰国（帰国期間が1年未満のものに限る。）については、「技能実習の修了後建設特定活動の開始までの間」又は「建設特定活動開始から1年以内」のいずれかの間に行うこととする（現行制度では前者のみ）。

3. 今後の予定

公 布： 令和元年7月（予定）

施 行： 公布の日

※ 外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令にあわせて公布・施行